

次期最終処分場用地選定について

1. 選定フロー

次期最終処分場用地選定は以下のフローに従って実施する。



図 1 選定フロー

2. 用語の定義

今後、用地選定を行う上で以下のとおり用語を定義する。

表 1 用語の定義

用語	内容	個所数※
除外地域	法規制や土地利用、環境保全等の観点から、最終処分場の建設が好ましくない場所として整理した地域	—
一次候補地	必要な面積が確保できること、施工面からみて造成しやすい地形であるか等、地形図上で判断できる条件を基に除外地域以外から最終処分場の建設候補地として抽出した候補地	30
二次候補地	一次候補地から地理条件や防災条件、アクセス面等について、地形図上で候補地の評価を行い、より最終処分場の建設が適している場所として評価した候補地	5-10
三次候補地	二次候補地に対し、広域地形・地質の整理、現地踏査による二次候補地の現況確認、概略施設配置の検討等を行い、評価することで、より最終処分場の建設に適している土地として評価した候補地	3
最終候補地	三次候補地に対し、施設配置構想を作成し総合評価によりランク付けを行いつつ地元の反応を踏まえて最終処分場の建設に選ばれた土地	1

※個所数は想定の数であり、今後の検討状況によって変更となる可能性がある。

3. 前提条件

(1) 埋立容量・必要面積

埋立容量を 5.7 万 m³ 以上の一般廃棄物最終処分場を設置できる用地を選定する。

概ね 3.0～4.0ha 程度の敷地面積が必要であるが、用地選定にあたっては概ね、3ha 以上の面積を確保できる土地から選定する。

(2) 選定範囲

日向東臼杵広域連合に加入している自治体の範囲から以下の条件を除外した土地とする。

① 広域連合清掃センターから概ね片道 50 kmを超える場所

廃棄物の円滑な運搬・処理業務を行うための限度、椎葉村全域と美郷町及び諸塚村の一部

② 日向市

構成市町村間の協議において次期広域最終処分場を日向市域外に建設することが決定されているため。なお、現在利用している最終処分場は日向市に設置されている。

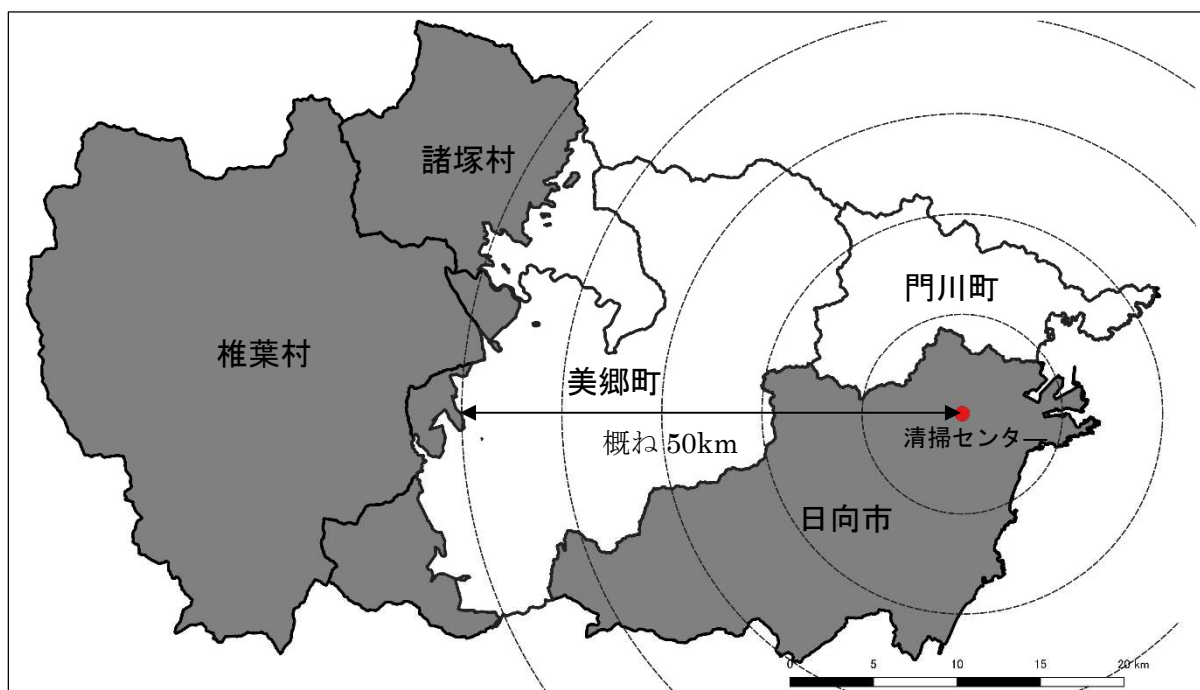


図 2 選定範囲図（白地が選定範囲）除外地域の設定案

4. 除外地域の設定案

(1) 関係法令

次期最終処分場用地選定を行うにあたり、開発行為に係る関係法令や法規制等により指定されている区域・地区について整理した。土地の利用状況等に係る関係法令を表 2 に示す。表 3 及び表 4 に関係法令に係る規制区域を示す。除外地域はこれらの規制区域から設定する。

表 2 土地の利用状況等に係る関係法令

関係法令	
土地利用	都市計画法
	景観法
	港湾法
	農業振興地域の整備に関する法律
	農地法
	生産緑地法
	森林法
国有林野の管理経営に関する法律	
自然環境保全関係	自然公園法
	都市緑地法
	自然環境保全法
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
歴史	文化財保護法
防災	河川法
	地すべり等防止法
	砂防法
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	土砂災害防止法
	宅地造成等規制法
その他	土壌汚染対策法
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律

※「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（2010 改訂版）」を基に作成

表 3 各法令等規制区域及び目的 (1/2)

規制地域・地区		目的等	法令等	
土地利用	都市区域	市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと	・都市計画法
		市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域であり、この区域では、開発行為は原則として行わず、都市施設の整備も原則として行われない。	・都市計画法
		用途地域	優先的かつ計画的に市街化を進める区域であり、住居専用地域、商業地域、工業地域などの地域地区のこと	・都市計画法
		非線引き区域	都市計画区域内で市街化区域にも市街化調整区域にも属さない区域で用途地域の指定がされていない区域	・都市計画法
		都市施設	道路、公園、河川、学校、病院等の都市計画法で定める都市計画決定により設置を決める施設	・都市計画法
		都市公園	住民とのレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保など多様な機能を有する都市の根幹的な施設	・都市計画法
		風致地区	都市環境を維持し、都市内の自然環境を保護するために定められた地区(都市計画法に基づく用途地域以外の地域地区)	・都市計画法
		景観地区	市街地の美観を維持するために定める地区	・都市計画法
		地区計画の区域	地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域	・都市計画法 ・各市町村の地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
		景観形成重点地区	景観法に基づいて、良好な景観の形成を図る区域として景観計画に定められている区域	・景観法 ・各市町村の景観条例
		臨港地区	港湾区域(水域)と一体として機能すべき陸域部分について、都市計画法又は港湾法に基づき定められた地区	・港湾法 ・都市計画法
		農業地域	農業振興地域(農用地区域)	「農業振興地域整備計画」において、今後おおむね10年以上にわたり農用地等として利用する土地として定めている区域
農地・採草放牧地	「農地」は、耕作の目的に供される土地をいい、「採草放牧地」は、農地以外の土地で、主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地		・農地法	
生産緑地地区	市街化区域内にある農地等の緑地機能を活かし、計画的に保全することによって、公害や災害の防止に役立つとともに良好な都市環境を形成する500m ² 以上の区域について、都市計画に定める地区		・生産緑地法	
森林	国有林	国が所有する森林・原野のこと。その多くは地形の急峻な奥地の山々や河川の源流などに分布しているため、水源を守り、土砂崩れなどの災害を防ぐといった公益的な役割を果たしている。 また、民有林に比べて原始的な天然林が広く存在し、野生動植物の生息・生育地として重要な森林も多く含まれている。	・森林法 ・国有林野の管理経営に関する法律	
	地域森林計画対象民有林	地域森林計画対象民有林であり、県知事が5年ごとに10年を1期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画」の対象となる民有林。国有林以外の森林	・森林法	
	保安林	水源の涵養や防風、土砂崩壊防備など、森林の持つ様々な公益的機能を活用しようとする制度		
自然環境保全関連	自然公園地域	国立公園	優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の促進を図ることを目的に指定された地域	・自然公園法
		国定公園	優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の促進を図ることを目的に指定された地域(国定公園は、国立公園に準ずる自然の風景地)	・自然公園法
		県立自然公園	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用の促進を図ることを目的に定められた地域	・自然公園法
		都市公園	住民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設。	・宮崎県立自然公園条例
	自然環境保全地区	特別緑地保全地区	都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全するために定められた地区	・都市緑地法
		原生自然環境保全地域	自然的社会的諸条件からみてその区域における優れた自然を保全することが特に必要な地域	・自然環境保全法
		自然環境保全地域		・自然環境保全法
		県自然環境保全地域		・宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例
		県緑地環境保全地域	自然的社会的諸条件からみてその区域における緑地環境を保全することが特に必要な地域	
		鳥獣保護区	鳥獣の保護を目的とし、狩猟が禁止されている。	・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣保護区(鳥獣の捕獲を禁止。)内に指定される区域で、工作物の設置等の一定の開発行為が制限されている。			
生息地等保護区	国内希少野生動植物種の保存のため重要と認める区域(国内希少野生動植物種の生息地または生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域)。	・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律		

表 4 各法令等規制区域及び目的 (2/2)

規制地域・地区		目的等	法令等		
歴史・文化財関連	歴史的風土特別保存地区	歴史的風土保存区域内において歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域について、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に定める地区	・文化財保護法		
	伝統的建造物群保存地区	城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存のため、設けられた地区。	・文化財保護法		
	重要文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。文化的景観の中でも特に重要なものが指定される。	・文化財保護法		
	史跡名勝天然記念物等	史跡: 貝塚, 古墳, 都城跡, 城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの 名勝: 庭園, 橋梁, 峡谷, 海浜, 山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの 天然記念物: 動物, 植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの	・文化財保護法 ・宮崎県文化財保護条例 ・各市町村文化財保護条例		
	埋蔵文化財包蔵地	届出要 届出不要	土地に埋蔵されている文化財(主に遺跡といわれている場所)のこと。		
防災	河川	河川区域	川の流水が継続して存する土地であり、地形・草木等から河状を呈している土地、河川管理施設(ダム・堰・閘門・水門・堤防・護岸・床止め等)の敷地としての土地等のこと	・河川法	
		河川保全区域	堤防や河岸の保全のために必要な土地として指定された区域。河川区域に隣接している。		
	防災	地すべり防止区域	現に地すべりしているか、地すべりのおそれの大きい区域とこれに隣接する土地の地すべりを誘発助長するおそれのある区域	・地すべり等防止法	
		砂防指定地	土石流、山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐための砂防ダムなどの工事をしたり、土地の改変などの行為を制限する区域。一般的には、土砂災害の起こるおそれのある山地部が指定されている。	・砂防法	
		急傾斜地崩壊危険区域	がけの斜面角度30度以上かつ高さが5m以上のがけ地のうち、崩壊のおそれがある区域	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
		宅地造成工事規制区域	宅地造成に伴うがけ崩れや土砂の流出による災害を防止するために必要な規制を行うことによって、国民の生命及び財産を保護することを目的としている。宅地造成工事規制区域内において行われる、一定規模以上の造成工事については、許可を受けなければならない。	・宅地造成等規制法	
		土砂災害警戒区域	土砂災害(がけ崩れ・土石流・地すべり)が発生するおそれのある区域	・土砂災害防止法	
		土砂災害危険箇所	地すべり危険箇所	地すべりを起こしているあるいは起こすおそれのある区域で、人家、河川、鉄道、道路、官公署などに大きな損害を与えるおそれのある箇所	・法の規制はないものの、他の最終処分場の候補地選定事例、設定された意図等をもとに設定
			急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に、人家が1戸以上(または、施設および災害時要援護者施設等)ある箇所および、人家はないが今後新規の住宅立地などが見込まれる箇所。	
			土石流危険渓流	土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家(または、公共施設および災害時要援護者施設等)に被害を生ずるおそれがある溪流、および人家はないが今後新規の住宅立地などが見込まれる溪流。	
山地災害危険地区	山くずれや落石、それに伴い発生した土砂、土石、また、地すべりによって災害が発生するおそれがある地区				
活断層	将来も活動すると考えられる断層が存在する箇所	・法規制はないものの、他の候補地選定事例等をもとに設定			
その他	要措置区域	土壌の汚染状態が基準に適合せず、土壌の特定有害物質・管理有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生ずるおそれがある土地について指定した区域	・土壌汚染対策法		
	形質変更時要届出区域	土壌の汚染状態が基準に適合せず、土壌の特定有害物質・管理有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地で、土地の形質の変更時に届出が必要な区域			
	指定区域	廃棄物が地下にある土地であって、土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして定める区域	・廃棄物処理法		

(2) 除外地域の設定

除外地域の設定にあたっては法規制や土地利用、環境保全等の観点より、最終処分場の建設が好ましくない地域から設定する。また、「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領（2010 改訂版）」に示された開発規制解除の難易度から今後の事業スケジュールに大きく影響を及ぼすおそれがある地域についても建設が好ましくない地域とし、除外地域とした。

【除外地域の設定項目】

- ①法規制により建設が不可能と思われる地域
- ②土地利用計画の観点から建設が好ましくない地域
- ③自然環境の観点から建設が好ましくない地域
- ④歴史・文化財保護の観点から建設が好ましくない地域
- ⑤防災の観点から建設が好ましくない地域

表 5～表 7 に法規制の目的及び除外ランク、除外理由を示す。開発規制解除の難易度及び、上記した設定項目から除外ランクを設定し、除外ランクが「除外するべきである。」「除外することが望ましい。」として考えられるものを除外地域として設定した。また、日向東臼杵広域連合の構成市町村の該当状況を表 8 及び表 9 に示す。

表 5 法規制等の目的及び除外ランク (1/3)

用地区分	目的等	開発規制解除の難易度※1	除外ランク※2			除外理由	除外地域	
			除外するべきである	除外することが望ましい	除外する可能性がある			
都市区域	市街化区域	既に市街地を形成している区域か、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	A		○	-	-	
	市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域であり、開発行為は原則として行わず、都市施設の整備も原則として行われない。	A		○	-	-	
	用途地域	市街化区域内に定められた住居専用地域、商業地域、工業地域などの地域地区のこと（市街化区域に含まれる）。	A		○	-	-	
	風致地区	都市環境を維持し、都市内の自然環境を保護するために定められた地区（都市計画法に基づく用途地域以外の地域地区）。	A		○	-	-	
	景観地区	市街地の美観を維持するために定める地区。	-		○	-	-	
	景観地域	景観法に基づいて、良好な景観の形成を図る区域として景観計画に定められている区域。	-		○	-	-	
	眺望景観保全地域		-		○	-	-	
	臨港地区	港湾法に基づき、港湾区域及び港湾区域に隣接する地域の保全を目的として、港湾管理者が指定した地域	-		○	-	-	
土地利用計画関連	農業振興地域	農用地区域	「農業振興地域整備計画」において、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域	B		○	最終処分場の建設により、適切な農業の振興をさまたげるおそれがあるため除外することが望ましい。	除外
		その他区域	農地の集団性が低い、土地改良事業が実施されていない、市街化が著しい等の理由から農用地区域の指定を受けていない区域	A		○	-	-
	農地・採草放牧地	農地は耕作の目的で供される土地であり、採草放牧地は農地以外の主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地。	A		○	-	-	
	生産緑地地区	市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している農地。公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している地区	A		○	-	-	
森林地域	国有林	国が所有する森林・原野のこと。その多くは地形の急峻な奥地の山々や河川の源流などに分布しているため、水源を守り、土砂崩れなどの災害を防ぐといった公益的な役割を果たしている。また、原生的な天然林が広く存在し、野生動植物の生息・生育地として重要な森林も多く含まれている。	C	○		公益的な役割を持った林・原野であり、最終処分場の建設により、水源に悪影響を及ぼすおそれがあり、原生的な天然林や野生動物の生息地を減少させるおそれがある。また、開発規制解除の難易度が高いため、手続きに時間を要し、最終処分場の供用開始までのスケジュールに悪影響を及ぼすおそれがあるため除外すべきである。	除外	
	民有林	地域森林計画対象民有林であり、県知事が5年ごとに10年を1期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画」の対象となる民有林。国有林以外の森林。	B		○	-	-	
	保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。	C	○		公益目的を達成するため指定された森林であり、最終処分場の建設によって、水源に悪影響を及ぼすおそれがある。また、開発規制解除の難易度が高いため、手続きに時間を要し、最終処分場の供用開始までのスケジュールに悪影響を及ぼすおそれがあるため除外すべきである。	除外	
自然環境保全関連	国立公園	優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の促進を図ることを目的に指定された地域。	C	○		優れた自然の風景地であり、最終処分場の建設が優れた自然環境に悪影響を及ぼすおそれがある。原則として国立公園での工事・立入りは学術研究等必要なものしか認められない。また、開発規制解除の難易度が高いため、最終処分場の供用開始までのスケジュールに悪影響を及ぼすおそれがあるため除外すべきである。	除外	
	国定公園	優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の促進を図ることを目的に指定された地域。国定公園は、国立公園に準ずる自然の風景地。	C	○		国立公園に準じる公園であり、最終処分場の建設が優れた自然環境に悪影響を及ぼすおそれがある。開発規制解除の難易度が高いため、手続きに時間を要し、最終処分場の供用開始までのスケジュールに悪影響を及ぼすおそれがあるため除外すべきである。	除外	
	県立自然公園	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用の促進を図ることを目的に定められた地域。国立、国定公園以外のすぐれた自然の風景地であり、都道府県知事が指定する。	B		○	国立公園、国定公園に準じる県が定めた公園地域である。両公園地域同様に優れた自然環境に悪影響を及ぼすおそれがあるため除外することが望ましい。	除外	
	都市公園	住民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設。	B		○	人と自然とのふれあい活動の場として重要な空間であり、最終処分場の建設によって、それらの機能を妨げるおそれがあるため除外することが望ましい。	除外	

【参考資料】

◆設計要領「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(2010改訂版)」

- ※1 設計要領「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(2010改訂版)」による規制解除等の難易度ランク
Aランク: 開発規制の解除が当該市町村長の裁量の範囲で可能なもの。最終処分場建設の場合は規制が適用されないもの。
Bランク: 開発規制の解除に当たり都道府県知事の許可を要するもの。国の許可を要するが手続きが比較的緩やかなもの。
Cランク: 国の許可を要するもの。重要な施設等で撤去および移設が物理的に困難なもの。

- : 設計要領に記載のない法令等

- ※2 規制解除の難易度及び土地利用計画、自然環境、歴史・文化財保護、防災の観点から設定。

表 6 法規制等の目的及び除外ランク (2/3)

用地区分	目的等	開発規制 解除の 難易度※1	除外ランク※2			除外理由	除外地域
			除外する べきであ る	除外する ことが望ま しい	除外する 可能性が ある		
自然環境保全 関連	緑地保全地区	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する地区。無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの、地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの等が該当する。	A		○	-	-
	特別保全地区	都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全するために定められた地区。	-		○	-	-
	近郊緑地保全地区	無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定される地区。	-		○	-	-
	原生自然環境保全地区	国または地方公共団体が保有している土地であり、1000ha以上の区域内において自然環境が原生の状態を維持している区域。	C	○		ほとんど人の手が加わっていない土地であり、最終処分場の建設が原生の状態を妨げると考えられる。また、開発規制解除の難易度が高いため、手続きに時間を要し、最終処分場の供用開始までのスケジュールに悪影響を及ぼすおそれがあるため除外すべきである。	除外
	自然環境保全地区	自然的社会的諸条件からみてその区域における優れた自然を保全することが特に必要な地域。すぐれた天然林や特異な地形・地質・自然現象、優れた自然環境を維持している地区等が指定される。	-		○	優れた天然林や特異な自然現象等を維持している地区であり、最終処分場の建設によって、天然林や特異な自然現象等に悪影響を及ぼすおそれがあるため除外することが望ましい。	除外
	県緑地環境保全地域	自然環境保全地域に準ずる土地として都道府県知事が指定する地域、その地域を象徴する歴史的、文化的資産と一体となつて良好な自然環境を形成している区域等が指定される。	-		○	地域の住民の良好な生活環境の維持に資する地域であり、最終処分場の整備により自然環境保全に影響を及ぼすおそれがあるため除外すべきである。	除外
	鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図る必要のある区域。	-		○	鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る観点から、最終処分場の建設が鳥獣の保護区・生息地に悪影響を及ぼすおそれがあるため除外することが望ましい。	除外
	特別保護地区	鳥獣保護区（鳥獣の捕獲を禁止。）内に指定される区域で、工作物の設置等の一定の開発行為が制限されている。	C	○		鳥獣保護区よりさらに鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る必要がある地区であり、最終処分場の建設が鳥獣の保護区・生息地に悪影響を及ぼすおそれがあるため除外すべきである。また、開発規制解除の難易度が高いため、手続きに時間を要し、最終処分場の供用開始までのスケジュールに悪影響を及ぼすおそれがあるため除外すべきである。	除外
	保存樹・保護樹林	名木や古木を保存樹等に指定することで、都市の美観風致を維持する。	C	○		後世にも残すべき名木や古木等の保存樹等であり、最終処分場の建設から、それらの名木や古木の保存樹林等を守るため。また、開発規制解除の難易度が高いため、手続きに時間を要し、最終処分場の供用開始までのスケジュールに悪影響を及ぼすおそれがあるため除外すべきである。	除外
	生息地等保護区	国内希少野生動植物種の保存のため重要と認める区域（国内希少野生動植物種の生息地または生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域）。	-		○	希少野生動植物種の保存のため重要と認める区域であり、最終処分場の建設によって、生息地等に悪影響を及ぼすおそれがあるため除外すべきである。	除外
歴史・文化財 関連	歴史的風土保存地区	歴史上意義を有する建築物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、形成している土地を保存する地区。	C	○		古都における伝統と文化を具現している、あるいは歴史風土保存区域の重要な部分を構成している地区であり、最終処分場の建設によって、それらの地区が有している風土へ悪影響を及ぼすおそれがあることから除外することが望ましい。また、開発規制解除の難易度が高いため、手続きに時間を要し、最終処分場の供用開始までのスケジュールに悪影響を及ぼすおそれがあるため除外すべきである。	除外
	特別保存地区	歴史的風土保存区域内において歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の重要な部分を構成している地域について、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に定める地区。	C	○			除外
	伝統的建造物群保存地区	城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存のため、設けられた地区。	C	○		歴史的な集落・町並みであり、最終処分場の建設によって、それらの町並み・集落へ悪影響を及ぼすおそれがある。また、開発規制解除の難易度が高いため、手続きに時間を要し、最終処分場の供用開始までのスケジュールに悪影響を及ぼすおそれがあるため除外すべきである。	除外
	重要文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。文化的景観の中でも特に重要なものが指定される。	-		○	国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできない景観であり、最終処分場の建設によって、その景観に悪影響を及ぼすおそれがあるため除外することが望ましい。	除外
	埋蔵文化財包蔵地	国民共通の財産である埋蔵文化財を包蔵する土地であり、遺跡台帳、遺跡地図に記載のある遺跡のほか、外形的な判断や伝説等によって地域社会で広く認められている土地なども含まれる。	-		○	国民の共有財産であり、最終処分場の建設による埋蔵文化財への悪影響を及ぼすおそれがある。また、埋蔵文化財包蔵地での開発には教育委員会への事前届出や、発掘調査を行う必要があり、その調査等に時間を要し、最終処分場の供用開始までのスケジュールに影響を及ぼすおそれがあるため除外することが望ましい。	除外
	史跡名勝天然記念物	史跡：貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの 名勝：庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの 天然記念物動物：植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの	C	○		歴史上、芸術上、観賞上又は学術上価値が高いものとして文化的向上のために指定されたものであり、それらに対して、開発を行うことは歴史・文化財保護等の観点から好ましくないこと、また、開発規制解除の難易度が高いため、手続きに時間を要し、最終処分場の供用開始までのスケジュールに悪影響を及ぼすおそれがあるため除外すべきである。	除外

【参考資料】

◆設計要領「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(2010改訂版)」

※1 設計要領「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(2010改訂版)」による規制解除等の難易度ランク

Aランク:開発規制の解除が当該市町村長の裁量の範囲で可能なもの。最終処分場建設の場合は規制が適用されないもの。

Bランク:開発規制の解除に当たり都道府県知事の許可を要するもの。国の許可を要するが手続きが比較的緩やかなもの。

Cランク:国の許可を要するもの。重要な施設等で撤去および移設が物理的に困難なもの。

- :設計要領に記載のない法令等

※2 規制解除の難易度及び土地利用計画、自然環境、歴史・文化財保護、防災の観点から設定。

表 7 法規制等の目的及び除外ランク (3/3)

用 地 区 分	目 的 等	開発規制 解除の 難易度 ^{※1}	除外ランク ^{※2}			除外理由	
			除外する べきであ る	除外する ことが望ま しい	除外する 可能性が ある		
防 災 関 連	河川区域	①川の流水が継続して存する土地及びこれに類する土地の現況を呈する土地で河岸の土地を含む区域。 ②河川管理施設(ダム・堰・閘門・水門・堤防・護岸・床止め等)の敷地としての土地等の区域。 ③堤外の土地の区域のうち①と一体として管理を行う必要のあるものとして河川管理者が指定した土地の区域。	B		○	-	
	河川保全区域	堤防や河岸の保全のために必要な土地として指定された区域。河川区域に隣接している。	-		○	-	
	地すべり防止区域	現に地すべりしているか、地すべりのおそれの大きい区域とこれに隣接する土地の地すべりを誘発助長するおそれのある区域。	B		○	-	
	砂防指定地	土石流、山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐための砂防ダムなどの工事をしたり、土地の改変などの行為を制限する区域。一般的には、土砂災害の起こるおそれのある山地部が指定されている。	B		○	-	
	急傾斜地崩壊危険区域	がけの斜面角度30度以上かつ高さが5m以上のがけ地のうち、崩壊のおそれがあり、崩落により相当数の住居者又は他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び隣接する土地で崩落が助長され又は誘発される恐れがないようにするため、一部行為を制限する土地。	B		○	-	
	宅地造成工事規制区域	宅地造成に伴うがけ崩れや土砂の流出による災害を防止するために必要な規制を行うことによって、国民の生命及び財産を保護することを目的としている。宅地造成工事規制区域内において行われる、一定規模以上の造成工事については、許可を受けなければならない。	B		○	-	
	土砂災害警戒区域	土砂災害(がけ崩れ・土石流・地すべり)が発生するおそれのある区域。	-		○	-	
	浸水想定区域	洪水はん濫・津波時に想定される浸水区域。	-		○	-	
	土砂災害 危険箇所	地すべり危険箇所	地すべりを起こしているあるいは起こすおそれのある区域で、人家、河川、鉄道、道路、官公署などに大きな損害を与えるおそれのある箇所	-		○	-
		急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に、人家が1戸以上(または、施設および災害時要援護者施設等)ある箇所および、人家はないが今後新規の住宅立地などが見込まれる箇所。	-		○	-
		土石流危険渓流	土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家(または、公共施設および災害時要援護者施設等)に被害を生ずるおそれがある溪流、および人家はないが今後新規の住宅立地などが見込まれる溪流。	-		○	-
	山腹崩壊危険地区	山くずれや落石、それに伴い発生した土砂、土石、また、地すべりによって災害が発生するおそれがある地区	-		○	-	
	活断層	将来も活動すると考えられる断層が存在する箇所	-	○		将来も活動すると考えられる断層であり、最終処分場の安全性を確保するために除外することが望ましい。	
そ の 他	要措置区域、 形質変更時要届出区域	土壌の汚染状態が基準に適合しない土地について指定した区域。 土地の形質を変更しようとする場合は、届出が必要。	-		○	-	
	指定区域	廃棄物が地下にある土地であって、土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして定める区域。	-		○	-	

【参考資料】

◆設計要領「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(2010改訂版)」

※1 設計要領「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領(2010改訂版)」による規制解除等の難易度ランク

Aランク: 開発規制の解除が当該市町村長の裁量の範囲で可能なもの。最終処分場建設の場合は規制が適用されないもの。

Bランク: 開発規制の解除に当たり都道府県知事の許可を要するもの。国の許可を要するが手続きが比較的緩やかなもの。

Cランク: 国の許可を要するもの。重要な施設等で撤去および移設が物理的に困難なもの。

- : 設計要領に記載のない法令等

※2 規制解除の難易度及び土地利用計画、自然環境、歴史・文化財保護、防災の観点から設定。

表 8 日向東臼杵広域連合の構成市町村の該当状況 (1/2)

用 地 区 分		目 的 等	除外 地域	有無 [※]				
				門川町	美郷町	諸塚村		
土地 利用 計画 関連	都市 区域	市街化区域	既に市街地を形成している区域か、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	-	○	×	×	
		市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域であり、この区域では、開発行為は原則として行わず、都市施設の整備も原則として行われたい。	-	○	×	×	
		用途地域	市街化区域内に定められた住居専用地域、商業地域、工業地域などの地域地区のこと（市街化区域に含まれる）。	-	○	×	×	
		風致地区	都市環境を維持し、都市内の自然環境を保護するために定められた地区（都市計画法に基づく用途地域以外の地域地区）。	-	×	×	×	
		景観地区	市街地の美観を維持するために定める地区。	-	×	×	×	
		景観地域	景観法に基づいて、良好な景観の形成を図る区域として景観計画に定められている区域。	-	○	○	○	
		眺望景観保全地域		-	×	×	×	
		臨港地区	港湾法に基づき、港湾区域及び港湾区域に隣接する地域の保全を目的として、港湾管理者が指定した地域	-	×	×	×	
	農業 地域	農業 振興地域	農用地区域	「農業振興地域整備計画」において、自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域	除外	○	○	○
			その他区域	農地の集団性が低い、土地改良事業が実施されていない、市街化が著しい等の理由から農用地区域の指定を受けていない区域	-	○	○	○
農地・採草放牧地		農地は耕作の目的で供される土地であり、採草放牧地は農地以外の主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地。	-	○	○	○		
	生産緑地地区	市街化区域内にある農地等の緑地機能を活かし、計画的に保全することによって、公害や災害の防止に役立てるとともに良好な都市環境を形成する500m ² 以上の区域について、都市計画に定める地区。	-	○	×	×		
森林 地域	国有林	国が所有する森林・原野のこと。その多くは地形の急峻な奥地の山々や河川の源流などに分布しているため、水源を守り、土砂崩れなどの災害を防ぐといった公益的な役割を果たしている。また、原始的な天然林が広く存在し、野生動植物の生息・生育地として重要な森林も多く含まれている。	除外	×	○	○		
	民有林	地域森林計画対象民有林であり、県知事が5年ごとに10年を1期として、対象とする森林の区域、森林の整備及び保全の目標などを定める「地域森林計画」の対象となる民有林。国有林以外の森林。	-	○	○	○		
	保安林	水源の涵養や防風、土砂崩壊防備など、森林の持つ様々な公益的機能を活用しようとする制度。	除外	○	○	○		
自然 環境 保全 関連	自然 公園 地域	国立公園	優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の促進を図ることを目的に指定された地域。	除外	×	×	×	
		国定公園	優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用の促進を図ることを目的に指定された地域。 国定公園は、国立公園に準ずる自然の風景地。	除外	○	×	×	
		県立自然公園	県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その適正な利用の促進を図ることを目的に定められた地域。国立、国定公園以外のすぐれた自然の風景地であり、都道府県知事が指定する。	除外	×	×	×	
		都市公園	住民のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設。	除外	○	×	×	
	自然 環境 保全 地域	緑地保全地区	里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全するために定められた地区。	-	×	×	×	
		特別保全地区	都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全するために定められた地区。	-	×	×	×	
		原生自然環境保全地区	国または地方公共団体が保有している土地であり、1000ha以上の区域内において自然環境が原生の状態を維持している区域。	除外	×	×	×	
		自然環境保全地区	自然的社会的諸条件からみてその区域における優れた自然を保全することが特に必要な地域。すぐれた天然林や特異な地形・地質・自然現象、優れた自然環境を維持している地区等が指定される。	除外	×	×	×	
		県緑地環境保全地域	自然環境保全地域に準ずる土地として都道府県知事が指定する地域、その地域を象徴する歴史的、文化的資産と一体となつて良好な自然環境を形成している区域等が指定される。	除外	×	○	×	
		鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図る必要のある区域。	除外	○	○	○	
特別保護地区	鳥獣保護区（鳥獣の捕獲を禁止。）内に指定される区域で、工作物の設置等の一定の開発行為が制限されている。	除外	×	○	×			
保存樹・保護樹林	名木や古木を保存樹等に指定することで、都市の美観風致を維持する。	除外	×	×	×			
生息地等保護区	国内希少野生動植物種の保存のため重要と認める区域（国内希少野生動植物種の生息地または生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域）。	除外	×	×	×			

※○は地域が対象町村に存在、×は地域が対象町村に存在しないものであることを示す。

表 9 日向東臼杵広域連合の構成市町村の該当状況 (2/2)

用地区分		目的等	除外地域	有無 ^{※1}			
				門川町	美郷町	諸塚村	
歴史・文化財関連	歴史的風土保存地区	歴史上意義を有する建築物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、形成している土地を保存する地区。	除外	×	×	×	
	特別保存地区	歴史的風土保存区域内において歴史的風土の保存上当該歴史的風土保存区域の枢要な部分を構成している地域について、歴史的風土保存計画に基づき、都市計画に定める地区。	除外	×	×	×	
	伝統的建造物群保存地区	城下町、宿場町、門前町など全国各地に残る歴史的な集落・町並みの保存のため、設けられた。	除外	×	×	×	
	重要文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの。文化的景観の中でも特に重要なものが指定される。	除外	×	×	×	
	埋蔵文化財包蔵地	土地に埋蔵されている文化財を包蔵する土地であり、遺跡台帳、遺跡地図に記載のある遺跡のほか、外形的な判断や伝説等によって地域社会で広く認められている土地なども含まれる。	除外	○	○ ^{※2}	×	
	史跡名勝天然記念物	史跡：貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で我が国にとって歴史上または学術上価値の高いもの 名勝：庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で我が国にとって芸術上または鑑賞上価値の高いもの 天然記念物動物：植物及び地質鉱物で我が国にとって学術上価値の高いもの	除外	○	○	○	
防災関連	河川区域	①川の流水が継続して存する土地及びこれに類する土地の現況を呈する土地で河岸の土地を含む区域。 ②河川管理施設(ダム・堰・閘門・水門・堤防・護岸・床止め等)の敷地としての土地等の区域。 ③堤外の土地の区域のうち①と一体として管理を行う必要のあるものとして河川管理者が指定した土地の区域。	-	○	○	○	
	河川保全区域	堤防や河岸の保全のために必要な土地として指定された区域。河川区域に隣接している。	-	○	○	○	
	地すべり防止区域	現に地すべりしているか、地すべりのおそれの大きい区域とこれに隣接する土地の地すべりを誘発助長するおそれのある区域。	-	※ ³	※ ³	※ ³	
	砂防指定地	土石流、山崩れなどによる土砂災害を未然に防ぐための砂防ダムなどの工事をしたり、土地の改変などの行為を制限する区域。一般的には、土砂災害の起こるおそれのある山地部が指定されている。	-	※ ³	※ ³	※ ³	
	急傾斜地崩壊危険区域	がけの斜面角度30度以上かつ高さが5m以上のがけ地のうち、崩壊のおそれがあり、崩落により相当数の住居者又は他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及び隣接する土地で崩落が助長され又は誘発される恐れがないようにするため、一部行為を制限する土地。	-	※ ³	※ ³	※ ³	
	宅地造成工事規制区域	宅地造成に伴うがけ崩れや土砂の流出による災害を防止するために必要な規制を行うことによって、国民の生命及び財産を保護することを目的としている。宅地造成工事規制区域内において行われる、一定規模以上の造成工事については、許可を受けなければならない。	-	×	×	×	
	土砂災害警戒区域	土砂災害(がけ崩れ・土石流・地すべり)が発生するおそれのある区域。	-	○	○	○	
	浸水想定区域	洪水はん濫・津波時に想定される浸水区域。	-	○	×	×	
	土砂災害危険箇所	地すべり危険箇所	地すべりを起こしているあるいは起こすおそれのある区域で、人家、河川、鉄道、道路、官公署などに大きな損害を与えるおそれのある箇所	-	○	○	○
		急傾斜地崩壊危険箇所	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出ると想定される区域内に、人家が1戸以上(または、施設および災害時要援護者施設等)ある箇所および、人家はないが今後新規の住宅立地などが見込まれる箇所。	-	○	○	○
		土石流危険溪流	土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家(または、公共施設および災害時要援護者施設等)に被害を生ずるおそれがある溪流、および人家はないが今後新規の住宅立地などが見込まれる溪流。	-	○	○	○
山腹崩壊危険地区	山くずれや落石、それに伴い発生した土砂、土石、また、地すべりによって災害が発生するおそれがある地区	-	○	○	○		
活断層	将来も活動すると考えられる断層が存在する箇所	除外	確認中	確認中	確認中		
その他	要措置区域, 形質変更時要届出区域	土壌の汚染状態が基準に適合しない土地について指定した区域。 土地の形質を変更しようとする場合は、届出が必要。	-	×	×	×	
	指定区域	廃棄物が地下にある土地であって、土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものとして定める区域。	-	×	×	×	

※1 は地域が対象町村に存在、×は地域が対象町村に存在しないものであることを示す。

※2 美郷町の南郷・北郷地区は埋蔵文化財の分布調査がされておらず、平地を埋蔵文化財包蔵地として設定している。そのため、美郷町の南郷・北郷地区は山間部を対象として一次候補地の抽出を行う。

※3 地すべり防止区域、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域については公表されておらず、確認は日向土木事務所に具体的な場所を示したうえで問い合わせる必要がある。今後、二次候補地、三次候補地の選定を行う中で必要に応じ、日向土木事務所へ確認を行う。

(3) 除外地域のまとめ

表 10 に除外地域の一覧を示す。

表 10 除外地域の一覧

用地区分		有無 ^{※1}	
土地利用 計画関連	農業地域	農用地区域	○
	森林地域	国有林	○
		保安林	○
自然環境 保全関連	自然公園地域	国有公園	×
		国定公園	○
		県立公園	×
		都市公園	○
	自然環境保全地域	自然環境保全地区	×
		県緑地環境保全地域	○
		鳥獣保護区	○
		保存樹・保護樹林	×
	生息地等保護区	×	
歴史・文化財関連	歴史的風土保存地区	×	
	歴史的風土特別保存地区	×	
	伝統的建造物群保存地区	×	
	重要文化的景観	×	
	史跡名勝天然記念物	○	
	埋蔵文化財包蔵地	○	
防災関連	活断層から 300m	※ ²	

※1 ○は地域が対象町村に存在、×は地域が対象町村に存在しないものであることを示す。

※2 活断層の位置については確認中。

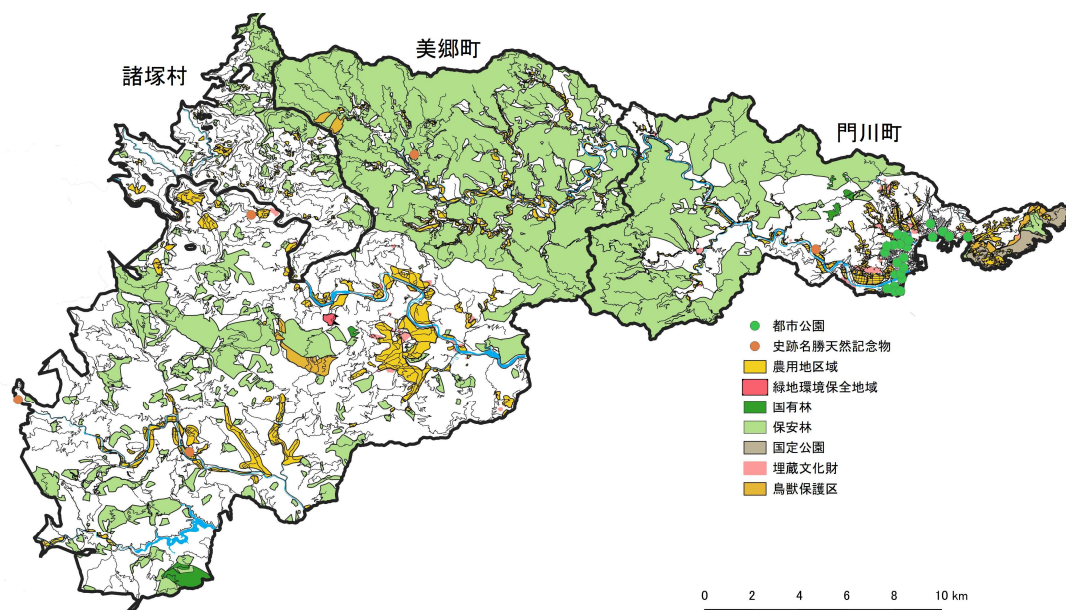


図 3 除外地域

5. 評価項目の設定

(1) 一次候補地の選定基準

除外地域の設定後、面積や地形等の物理的条件により、建設可能な地域から一次候補地を抽出する。一次候補地の選定基準は、地形図から判断できる条件として以下のとおり設定する。

- ① 除外地域以外から選定する。
- ② 全体敷地面積が3ha以上である。
- ③ アクセス道路から距離が近い。
- ④ 施工面からみて造成しやすい地形である。(既存地形が活用しやすい等の切土や盛土が必要最低限で済むと地形図から判断できる地形。)